**○内閣府告示第百十三号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百四十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山県

二　地域再生計画の名称　紀中・紀南沿岸地域の産業を支える安全で快適な港づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　有田市、田辺市及び新宮市並びに和歌山県有田郡湯浅町及び広川町、日高郡日高町、由良町及び印南町、西牟婁郡白浜町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び串本町の区域の一部（湯浅広港、由良港、文里港、日置港、袋港、大島港、古座港、浦神港、宇久井港、勝浦港、新宮港、初島漁港、印南漁港、綱不知漁港、周参見漁港及び三輪崎漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百十四号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百五十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山県及び和歌山県日高郡日高川町

二　地域再生計画の名称　定住と人・物・情報の交流を促進する便利で安全な町の基盤づくり

三　地域再生計画の区域の範囲　和歌山県日高郡日高川町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百十五号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百五十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県及び鳥取市

二　地域再生計画の名称　『連携・安心による因幡のまちづくり』

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取市及び鳥取県岩美郡岩美町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百十六号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百六十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県及び安来市

二　地域再生計画の名称　地域資源の利活用・資源循環型のまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　安来市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百十七号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百六十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　出雲市

二　地域再生計画の名称　出雲市「豊かな汽水域・豊かな海（第二期）」再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　出雲市の区域の一部（出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、佐田地区及び多伎地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百十八号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第六十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び玉野市

二　地域再生計画の名称　多島美有する瀬戸内再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　玉野市及び瀬戸内市の区域の一部（牛窓港、石島港及び西脇漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百十九号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百八十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び笠岡市

二　地域再生計画の名称　活力ある元気なかさおか港づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　笠岡市の区域の一部（笠岡港、北木島港、横江漁港、金風呂漁港及び真鍋島漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第百二十号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百五十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び真庭市

二　地域再生計画の名称　水と緑　人と文化を未来につなぐ　賑わいの『杜市』真庭づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　真庭市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）